

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年11月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年11月16日（火）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

総務課 高山課長、相馬副主幹、吉川主査

3 件名

令和4年度白井市行政組織体制について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・令和4年度に残る各班の職員数は。
 →（市長部局）秘書班2人、公共施設マネジメント班2人、契約検査班2人、市民安全班3人、公園緑地班3人、交通政策班3人、建築班3人、宅地班3人、用地班3人、建設班3人。
 （教育委員会）総務班2人、政策班8人、支援班8人、文化班2人、管理班3人、郷土・プラネタリウム班4人。
 （農業委員会事務局）農地班3人。
 （監査委員事務局）監査班1人。

・班の設置基準の職員数の要件は市長部局のみ適用となるのか。
 →全部局に適用するが、業務の性質、組織の状況によっては、係の設置基準を満たしていても班として残る場合が生じる。2人未満の班が残ってしまうことについては職員数の要件の表記誤りであり訂正する（「2人」→「2人以下」）。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 総務課

件名	令和4年度白井市行政組織体制について							
現状・課題	<p>1 行政組織及び事務分掌について 今後、人口減少に伴う市税収入の減少、少子高齢化の進行に伴う支出増等による財政状況の悪化が見込まれる中、「白井市行政組織再編基本方針」及び「白井市定員管理指針」に基づき、適正な定員管理を行いながら、効率的・効果的な組織体制を構築する必要がある。</p> <p>2 係制について 本市では、平成15年度以来スタッフ制(班制)を採用してきたが、係長職の廃止によるチェック機能の低下や、マネジメントの限界からの職員間事務量の偏りといった弊害が生じてきたため、平成31年度から係制の再導入に向けた試行をしている。試行期間は令和3年度で3年目を迎え、係制については一定程度の定着が図られている。</p>							
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的な組織体制の構築及び新たな行政課題への対応 ・係制の正式導入 ・令和5年度以降の実施を視野に入れ検討を継続する事項の決定 						
	対応方針	<p>第1 令和4年度に改正を行う事項</p> <p>1 行政組織及び事務分掌の改正</p> <p>(1)「(仮称)企業誘致推進室」の設置</p> <p>(2)「(仮称)家庭児童相談室」の設置</p> <p>(3)地域包括支援センターと高齢者支援班の統合</p> <p>(4)こども発達センターの障害福祉課への移管</p> <p>(5)指定管理者制度関係事務の移管</p> <p>(6)生活困窮者自立支援事業等の移管</p> <p>2 係制の正式導入</p> <p>令和4年度から、原則として班を係に移行させるものとするが、当面、「班」の全廃はせず、係の設置基準を満たさない班は係への移行を保留する。</p> <p>その上で、組織の統廃合や係長を担う人材の養成を積極的に進め、引続き、係制の完全導入を目指す。</p> <p>(係の設置基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数は係長含め4人以上 ・5級職に職名「係長」を新設(6級職は「副主幹」のまま、係長事務取扱者とする) ※「班」のマネジメントは、主任ではなく課等長が行う。 ・係長及び副主幹(係長事務取扱者)について、役割に応じた評価基準を新たに設定 <p>第2 令和5年度以降の再編を視野に入れ検討を継続する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化への対応等のための総務課行政係情報担当の体制見直し 外8件 						
論点(決定を要する事項)	<p>1 令和4年度の行政組織及び事務分掌</p> <p>2 係制の正式導入</p> <p>3 令和5年度以降の再編を視野に入れ検討を継続する事項</p>							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	令和3年7月28日、8月30日、10月20日に行政組織再編検討委員会(委員:全部長)を開催した。(主な意見と対応は別紙のとおり)							
スケジュール	令和3年12月 議会行政運営報告 令和4年3月 行政組織規則外関連規則の改正 令和4年4月1日 施行							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有	規則改正(R4.3)		報道発表	無		
	議会説明	有	行政運営報告(R3.12)		広報・HP等	無		
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	白井市行政組織規則						
	関係課	全課						
	事業費	0 千円 (うち特定財源) 千円						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	行政経営改革	手段

行政組織再編検討委員会における主な意見と対応

1 令和4年度の行政組織及び事務分掌について

(1) 「(仮称) 企業誘致推進室の設置」について

- ・都市計画課との業務の切分けがうまくできるのか。縦割りの弊害が生じないか。
→まちづくり協議会に関しては、企業誘致に係る部分だけを新室で担当する。
- ・他課の統廃合等の具体的見通しが不明中、課としての設置は困難。
→課内室として設置する。

(2) 「(仮称) 家庭児童相談室の設置」について

- ・女性生き生き相談及び暴力対策ネットワーク会議の扱いは。
→DV 関連業務の一部であって、DV 対応業務とともに新室に移管する。

2 係制の正式導入について

- ・現状のスタッフ制は、実質的に係制と違いがなくなっている。係と班を分けても、班に主任を置く限り、係と同一化してしまうのではないか。
→ 係と班の区分を明確にする。班のマネジメントは課等長が行う。
- ・係長の職務は行政組織規則に書いてあるのか。
→ 現在は主幹以上しか規則上で職務を定めていない。新たに係長、副主幹についても定めるとともに、評価基準も定める必要がある。
- ・係と班の違いを明確にすることは必要だが、班のマネジメントを課等長が行うことが現実的に可能なのか。
→ 厳しい面はあるが、係設置の職員数の要件をこれまでの5人以上から4人以上に広げることで、多くの班は係に移行する。
→ 課長には厳しいと思うが、組織統廃合を進める強力な動機付けにもなるのではないか。
- ・同じ5級で、係長と、マネジメントを行わない主査が併存すると、主査のモチベーションやモラルを維持できるのか。
→ 主査はマネジメントを行わなくても、従来どおり5級職としての評価基準は適用されるため、職員人事評価実施規程に基づき、「班員と問題意識を共有して部下を動機付ける役割」や、「部下に対して適時効果的な助言を行い長期的視点から指導育成する職能」が求められる。
- ・係が増えると、係長となる5・6級職員が不足し、班には主査補以下の職員しか配置できなくなってしまうのではないか。
→ 現状では来年度残る班にも5・6級職員を概ね配置できる。しかし、将来的な人材確保は課題。組織統廃合を積極的に進めていかなければならない。
→ どこかの段階で、強制的にでも小規模班の統合を行わなければ、係長の人材確保はやりきれなくなるのではないか。

3 令和5年度以降の再編を視野に入れ検討を継続する事項について

- 表中の「結論を出す時期」について、事項ごとに「○年度中」「○年○月」「○年中」とバラバラ。4月から実施するのであれば、前年9月頃までには結論を出し本委員会で審議する必要がある。

→各課確認の上、各年9月に揃える。

(案)

令和4年度白井市行政組織体制について

はじめに

令和4年度の行政組織体制は、昨年度と同様に、「白井市行政組織再編基本方針」及び「白井市定員管理指針」に基づき、財政健全化の取組み等のための適正な定員管理を行いながら、効率的・効果的な組織体制を構築するため、引続き、統廃合等による組織規模の適性化を進めることを基本的な考えとした上で、新たな課題や、平成31年度から行っている係制の試行結果を踏まえて編成しました（下記「第1」）。

また、令和4年度の組織編成と併せて、令和5年度以降の実施を視野に入れて検討を継続する事項を定めました（p.9「第2」）。

なお、昨年度に行った行政組織再編の検討において、今年度に検討を継続することとした事項のうち、4項目については、検討を中止することにしました（p.12「第3」）。

検討過程においては、まず、各課等における状況・意向を把握した上で、行政組織再編検討委員会でそれらの取扱いの方向性を審議し、その結果に基づき、各課等における協議・検討と同委員会における審議を重ねました。

同委員会では、全3回（7月28日、8月30日、10月20日）に渡る審議によって再編案（委員会案）を作成し、これを11月16日の行政経営戦略会議に付議し、最終的に決定したものです。

第1 令和4年度に改正を行う事項

1 行政組織及び事務分掌の改正

(1) 「(仮称) 企業誘致推進室」の設置

企業誘致推進事業は後期基本計画の重点戦略事業であり、企業の立地需要がある時期を逸することがないよう、スピード感を持って取り組む必要があります。現在、千葉県も市町村の取組支援に力を入れており、市として積極的な姿勢を内外に示す必要もあります。

このため、企業誘致に専従する新組織として、産業振興課内に「(仮称) 企業誘致推進室」を設置し、現在は同課商工振興班が担当している企業誘致推進事業のほか、同じく重点戦略事業であって、企業誘致との関連性が高い「駅周辺地域活性化事業」及び「工業専用地域振興事業」に該当する事務を移管します。

(案)

併せて、現在は「白井市まちづくり条例に関する事務」の一部として都市計画課が担当している、地区まちづくり協議会への支援についても、そのうち企業誘致に係る部分に限り、新設組織に移管することとします。

組織名称	事務分掌の概要
市民環境経済部 産業振興課 (仮称) 企業誘致推進室	<ul style="list-style-type: none">・企業誘致に関すること（地区まちづくり協議会への支援を含む）・駅周辺地域の活性化に関すること・工業専用地域の振興に関すること

(2) 「(仮称) 家庭児童相談室」の設置

子育て支援課が所掌している家庭児童相談事業では、児童福祉法の改正に伴い、家庭児童相談室を設置して保健師、保育士等の専門職を配置し、児童虐待のケース対応のほか、子育て家庭等への必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点事業」の実施が求められています。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応においては、社会福祉課生活支援班が担当する「夫婦間DV」と、子育て支援課が担当する「児童虐待」が複合的に発生するケースが多く、被害状況の把握から支援までを一連で対応できる体制の必要性が高まっています。

これらのことを踏まえ、子育て支援課子育て支援班から家庭児童相談事業を分離し、「(仮称) 家庭児童相談室」とした上で、この組織に、社会福祉課からDV関連業務を移管します。

組織名称	事務分掌の概要
健康子ども部 子育て支援課 (仮称) 家庭児童相談室	<ul style="list-style-type: none">・家庭児童相談に関すること・ドメスティック・バイオレンスに関すること

(3) 地域包括支援センターと高齢者支援班の統合

現在、市の直営により運営している白井市地域包括支援センターは、令和4年度から外部委託化することが決定しており、今後、市が直接行う業務は、委託の対象外となる業務（認知症施策、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議、生活支援体制整備事業）のほか、各委託センターの統括・総合調整・後方支援（基幹型地域包括支援センター業務）に特化・縮小されることとなります。このため、市の組織としての地域包括支援センターは、高齢者支援班と統合することとします。

新設組織には、当面の間、基幹型業務の遂行に必要な専門3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の資格を有する職員を配置します。

(案)

組織名称	事務分掌の概要
福祉部 高齢者福祉課 (仮称) 地域包括ケア 推進係	<ul style="list-style-type: none">・現 高齢者支援班の所管する事務(略)・基幹型地域包括支援センターの運営に関する事・権利擁護業務に関する事・地域ケア会議に関する事・在宅医療・介護連携の推進に関する事・生活支援サービスの体制整備に関する事・認知症施策の推進に関する事・成年後見制度の利用支援に関する事・介護予防・生活支援サービス事業に関する事・地域包括支援センター運営協議会に関する事

(4) こども発達センターの障害福祉課への移管

子育て支援課に所属する出先機関であるこども発達センターは、令和4年度から、地域の中核的な療育支援機関である児童発達支援センターに位置付けられることから、今後、市の障がい福祉施策との一体的な推進体制が求められることとなります。

このため、こども発達センターの所属課を子育て支援課から障害福祉課に移管します。

(5) 指定管理者制度関係事務の移管

指定管理者制度については、現在、指定管理者の指定審査の総括を財政課財政係で所掌しています。これは、本市では指定管理者制度を主に行政改革の一環として導入したことによるものですが、現在においては、制度の定着が図られたこと、また、事務の性質が公共施設の維持保全に係る各課等への支援に関することであることから、公共施設マネジメント課公共施設マネジメント班に移管します。

(6) 生活困窮者自立支援事業等の移管

社会福祉課生活支援係では、現在、生活困窮者、DV、福祉相談等を担当する職員が係長を務めています。一方の生活保護業務においては、社会福祉法に基づきケースワーカーの指導監督をする「査察指導員」の配置が義務付けられており、結果的に、係内の指揮命令系統が複雑化しています。

こうした状況を解消し、より効率的な組織運営を行うため、上記(2)のDV関連業務の移管と合わせて、生活支援係が所掌している生活困窮者自立支援事業及び福祉相談を同課厚生係に移管し、生活支援係の事務分掌を生活保護及びその関連業務に特化させることとします。

(案)

2 係制の正式導入

(1) これまでの経緯

本市では、平成15年度以来、職員数を抑制しながらも柔軟で効率的な組織運営を図るため、スタッフ制（班制）を採用してきました。

しかし、係長職の廃止によるチェック機能の低下や、マネジメントの限界から、職員間の事務量の偏りといった弊害が生じてきたため、平成31年度から、主に次の3点を狙いとして、係制の再導入に向けた試行を開始しました。

- ① 職員数の減少に伴い組織を統廃合しスリム化していく流れの中で大規模化する班のマネジメントを確立すること。
- ② 係長職を経験させることで将来管理職となる人材の育成を行うこと。
- ③ スタッフ制（班制）の下で進行した業務の属人化の改善を図ること。

(2) 試行の評価

係制の試行は令和3年度で開始から3年目となります。この間、係制を導入する課も増えてきたため、各課等及び職員への調査を行い、試行結果の評価を行いました。

調査結果は次のとおりです。

ア 「各課等調査」の結果の要点

- ① 係制の試行の結果、チェック機能の強化、人材育成上の効果、組織としてのまとまりの向上等、導入した約7割の課で効果が実感されている。
- ② 一方、係制の導入により、係長の負担が過多になる等、新たな問題が生じている課も5割近くある。
- ③ 班を有する課では、スタッフ制（班制）が原因で生じている問題は特にないとの回答が6割以上。係と班の併置についても、特に問題は生じていない。
- ④ 今後については、係制を完全導入すべきと回答した課等が5割。係と班の併置がよいとの回答も3割弱あったが、スタッフ制（班制）に戻すべきという回答はなかった。

イ 「職員等調査」の結果の要点

- ① 部課長への質問では、職員の育成に関して、係制の方が適していると答えた人が約7割だった。スタッフ制（班制）の方が適していると答えた人はいなかった。

(案)

- ② 部課長への質問では、係長の配置により事務上のチェック機能が「強化された」と感じる人が回答者の約4割、「強化されていない」と感じる人が約2割だった（その他、「係による」が約4割）。
- ③ 今後の組織運営については、「係制を主にしつつ、一部をスタッフ（班）制にするのが良い」と答えた人が、各職級（部課長、係長・主任、係員・班員）の合計で約3割と最も多く、次点は「一律係制が良い」の約2割であった。

(3) 係制の導入形態

(2) の評価結果から、全体的な傾向として、係制はその効果が実感され、導入に前向きな受止め方をされているものと判断し、令和4年度から、「係」を正式な組織として位置付け、現在の班を係に移行します。

しかし、各課等及び職員からは、係制の問題点も指摘されているほか、班のままでも特に問題はないという意見も少なくありません。また、本市は、行政組織再編基本方針に基づき組織の統廃合に取り組んでいますが、現時点では統廃合が難しい班も多く残っています。

このため、係制を原則としながらも、当面の間、「班」の廃止はせず、一定の基準に当てはまる班については、係への移行を保留することとします。

その上で、組織の統廃合や係長を担う人材の養成を積極的に進め、引続き係制の完全導入を目指すこととします。

(案)

(4) 係及び班の設置基準

制度上、係と班を併置するに当たっては、それぞれを明確に区分する基準が必要となります。それぞれの設置基準は、これまでの試行上の基準、各課等への調査結果、持続可能な職員配置等を考慮し、次のとおり設定します。

			現行（試行）	令和4年度から
係の設置基準	人的要件	職員数	係長含め5人以上 ※会計年度任用職員を除く	係長含め4人以上 ※会計年度任用職員を除く
		係の長	5級又は6級職員（主査・副主幹） ※係長は職名ではない	5級又は6級職員 ※5級に職名「係長」を新設 ※6級副主幹は原則として課所属とするが、「係長事務取扱者」として、実質的に係のマネジメントに専従する
班の設置基準	人的要件	職員数	主任含め3人以上 ※行政組織再編基本方針による	主任含め3人 ※他の係、班等との統合が特に困難な場合は2人
		班主任	規定なし ※運用上は主に主査補、主査、副主幹を充当	規定なし ※主任としては事務決裁規程及び財務規則上の職務のみ行い、班のマネジメントは課等長が行う
	業務の性質・組織の状況	規定なし	職員個人の独立性及び専門性が著しく高い業務に特化した班である場合、係の設置基準を満たしていても、係への移行を保留することができる。	

(5) 係長及び班の主任の役割について

係制導入による各種の効果が発揮されるためには、係長の役割を明確化した上で、それを係長職が自ら意識するだけでなく、全職員が十分に理解することが不可欠となります。

令和4年度からの係長の役割は次のとおりとし、係のリーダー・マネージャーとしての位置付けを明確にします。

(案)

一方、班の主任は、現行の行政組織規則等では「班の業務を総括する者」と定められていますが、実態としては、課長に代わり班のマネジメントを担っているケースから、一般職員とほぼ変わらないケースまで幅広く、課の業務内容や個人の資質等によって役割に大きく差が生じています。このため今後は、班のマネジメントは課等長が行うものであることを明らかにし、班の主任は、事務決裁規程及び財務規則に定められた特定の業務のみ受持つものとしします。

	係長（令和4年度から）	班の主任（令和4年度から）
主な役割	<ul style="list-style-type: none">・ 係の運営管理（マネジメント）・ 職員の指導育成・ 課としてのチェック機能の強化	（主任としての役割は定めない） ※ただし、職員個人の等級に応じた役割は求められる。
事務分掌	次の事項を必須とし、その他課及び係の状況により必要な事務分掌を追加する。 <ul style="list-style-type: none">・ 係の総括に関すること・ 係の重要事項に関すること	（主任としての必須事務は定めない） ※行政組織規則等における「班の業務を総括する者」は削除する。
その他の担任意務	<ul style="list-style-type: none">・ 事務決裁規程、財務規則等に基づく課長の代決・ 財務規則第145条第1項に基づく給付の検査	同左
人事評価	「係長」及び「副主幹（係長事務取扱者）」について、役割に応じた評価基準を新たに設定する。	職員個人の等級に応じた評価基準

3 令和4年度における部署の一覧

下線付きは令和4年度に新設又は所管替えを行う組織です。また、網掛けは班から係に移行する組織です。

(案)

部	課等	係	班	その他の本庁機関・出先機関・教育機関
総務部	総務課	行政係 人事係		
	秘書課	広聴・魅力発信係	秘書班	
	公共施設マネジメント課	管財係	公共施設マネジメント班	
	危機管理課	危機管理係		
企画財政部	企画政策課	企画政策係		
	財政課	財政係	契約検査班	
	課税課	市民税係 固定資産税係		
	収税課	収税係		
市民環境経済部	市民活動支援課	市民活動支援係	市民安全班	公民センター しろい市民まちづくり林-センター-
	市民課	戸籍係 市民係		
	環境課	環境保全係 きれいなまちづくり係		
	産業振興課	農政係 商工振興係		(仮称) 企業誘致推進室
福祉部	社会福祉課	厚生係 生活支援係		
	障害福祉課	給付係 障害支援係		障害者地域活動支援センター こども発達センター
	高齢者福祉課	(仮称) 地域包括ケア推進係 介護保険係		
健康子ども部	子育て支援課	子育て支援係		(仮称) 家庭児童相談室
	保育課	保育係		保育所
	健康課	健康づくり推進係 保健予防係 母子保健係		
	保険年金課	保険年金係 保険税係		
都市建設部	都市計画課	計画整備係	公園緑地班 交通政策班	
	建築宅地課		建築班 宅地班	

(案)

	道路課	維持管理係	用地班 建設班	
	上下水道課	業務係 工務係		
教育部	教育総務課	施設係	総務班	
	学校政策課		政策班	
	教育支援課		支援班	学校給食センター
	生涯学習課	社会教育係 スポーツ振興係	文化班	
	文化センター	会館係 図書館係	管理班 郷土・プラザ ルーム班	
—				小中学校
—	会計課	会計係		
—	農業委員会事務局		農地班	
—	監査委員事務局		監査班	
—	議会事務局	庶務係		
計7部	計32課等	計41係	計18班	

※農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、教育部文化センターは便宜上課として掲載しています。

※兼務職員だけの組織（出張所、消費生活センター、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会）は掲載していません。

第2 令和5年度以降の再編を視野に入れ検討を継続する事項

令和4年度には実施しませんが、引続き組織再編の検討を継続する事項を次のとおり定めました。これらの事項については、令和4年度における具体的検討課題と、結論を出す時期を明らかにした上で、検討を深めていきます。

検討事項	所管課・関係課	令和4年度までの具体的検討課題	結論を出す時期
1 デジタル化への対応等のための総務課行政係情報担当の体制見直し	総務課	令和7年度までに実施される自治体業務システム標準化への対応及び移行準備等（下記①～③）の遂行に必要な組織体制の検討 ①標準化移行準備 ・国への意見要望 ・文字の標準化についての導入方針検討 ・システム業者選定方針の検討 等 ②情報セキュリティポリシーの改正 ③自治体DXに向けた行政手続きの電子化及び事務の効率化の推進	令和4年9月（令和5年度実施見込み）

(案)

2 空家対策の専門組織の新設	市民活動支援課・建築宅地課	①関係課(建築宅地課、市民活動支援課、環境課)にて現状の問題点の整理: R3年9~10月 ②他自治体の組織体制の調査研究: R3年11月~R4年1月 ③関係課にて問題点を解決するための専門組織の新設部署、人員配置、職務の具体的検討: R4年2~9月 ④白井市空家等対策計画の見直し: R4年度中	令和4年9月 (令和5年度実施見込み)
3 チャレンジドオフィスへの庶務事務センター機能の付加及び総務課への移管	障害福祉課・総務課	①年間を通じた庶務事務業務の洗い出し ②効果の評価基準の明確化(庶務事務センター設置による各課の人件費削減、年間を通じた業務量の標準化、各課の会計年度任用職員の募集・任用・給与支払い事務の削減、チャレンジドオフィスへの業務供給の容易化、障害者雇用率調整のスムーズさ) ③庶務事務センターで実施可能な業務水準の整理(例えば、郵便業務等の庶務事務、伝票の起票や契約書作成等比較的専門性の高い業務、システム入力など特定の課の専門的な業務を履行できる職員を配置し行う業務)	令和4年8月 (令和5年度実施見込み)
4 ファミリーサポートセンター事業の移管・移転	保育課・子育て支援課	センターのあり方について ①他市事例の調査・研究(アプリ化の状況等含む) ②清水口保育園長やセンター会計年度任用職員へのヒアリング(課題の洗い出し) ③現状(事業仕分けの理由等含む)の再検証 ④実施場所の検討 ⑤子育て支援課への移管を想定した実施体制の検討(上記検討により別の実施主体が望ましい場合は、当該実施主体による実施体制の検討)	令和4年9月 (令和5年度実施見込み)
5 学童保育事業の運営方法及び教育現場との連携、放課後子ども教室の集約	保育課・学校政策課・生涯学習課	①学童保育所と放課後子ども教室を一体型として進める上での学校との連携(コミュニティスクールの推進等も視野に) ②一元化や学校との連携等を踏まえた職員体制の検討	令和6年9月 (令和7年度実施見込み)

(案)

<p>6 道路課内各係・班の再編</p> <p>(※昨年度まで「道路課の建設部門と公園管理を含む維持管理部門の分離」として検討していたが、課数が増えてしまうことや、1課1班となり体制強化にならないことから、検討内容を変更したもの)</p>	道路課	<p>①3人班(体制)の課題の整理：R3年10～12月</p> <p>②今後実施しなければならない事業の把握・整理：R4年1～3月</p> <p>③各班の事務や事業の量及び内容を整理した事務分掌の検討：R4年4～6月(維持管理班の業務の一部を用地・建設班への移動)</p> <p>④各班の具体的な体制の検討：R4年7～9月(バランスの取れた職種、職員数、適切な配置等)</p>	令和4年9月(令和5年度実施見込み)
<p>7 工業団地雨水整備計画の道路課から上下水道課への移管</p>	道路課・上下水道課	<p>①現状調査</p> <p>②台帳整備等</p> <p>※事務移管の決定は右記時期までに行うが、台帳整備は令和4年度から令和5年度末までに実施予定</p>	令和5年9月(令和6年度実施見込み)
<p>8 上下水道課の組織分割(上水・下水の課分離、工務・給排水・財務の3係体制への移行等)</p>	上下水道課	<p>①現状問題点の整理：R3年10月～R4年6月</p> <p>②今後の業務量の見込み：R4年6～7月</p> <p>③人員配置、職務の具体的検討：R4年8～9月</p> <p>④実施体制の検討：R4年9月</p>	令和4年9月(令和5年度実施見込み)
<p>9 生涯学習課文化班の再編</p>	生涯学習課	<p>行政組織再編基本方針に即し一定の組織規模を確保するとともに、文化財の保護・活用を効果的に行うため、課内又は他課の係・班との統合について複数の具体案を提起し、それらのメリット・デメリットを比較検討して方向性を決定する。</p>	令和4年9月(令和5年度実施見込み)

(案)

第3 検討を中止する事項

令和2年度に行った行政組織再編において、令和3年度に検討を継続することとした事項のうち、下記の事項については、検討を中止します。

検討事項	所管課・関係課	検討を中止した理由
1 税証明発行業務の見直し	課税課・市民課	今後、市民課で取得できる税証明とコンビニエンスストアで取得できる税証明の統一化を図り、安定的な発行体制を構築していくこととしたいが、コンビニエンスストアでの証明書交付開始の効果等、現状では見極め難い部分があるため。
2 市民課の窓口委託	市民課	現段階では出張所の廃止や業務の標準化などの課題が解決しておらず、行政経営改革実施計画の基本方針、コスト、行政サービスの観点からみても、効果が見込まれないため。
3 保健福祉センター各課の窓口委託	社会福祉課・障害福祉課・保育課・子育て支援課・健康課	準備段階から多大な支出が見込まれること、デジタル化の推進に伴う業務内容の変化を見極める必要があること、窓口相談内容の複雑化・複合化が進んでいること等から。
4 都市計画課と建築宅地課の統合	都市計画課・建築宅地課	建築宅地課における建築基準法に係る業務には、建築主事、建築監視員等が行う行政処分、命令等があり、建築士、建築基準判定資格者の資格を有する建築職員（以下、「有資格者建築職員」）が、市長の任命を受け行っている。 行政庁に対する不服申し立て（審査請求）では、有資格者建築職員が処分庁となることから、通常、係長級の職員に当該責任を負わせることは困難であるため、有資格者建築職員の建築宅地課長が行政処分、命令等の業務を担っている。 以上より、都市計画課と統合した場合、部の主管課長が建築職員に限定されてしまうことになるため。

以上